

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年7月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800051号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800068号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年9月20日の標準賞与額を38万7,000円、平成22年1月20日の標準賞与額を39万8,000円、平成23年9月20日の標準賞与額を39万1,000円、平成24年1月20日の標準賞与額を39万9,000円、同年9月20日及び平成26年1月20日の標準賞与額を31万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年9月20日、平成22年1月20日、平成23年9月20日、平成24年1月20日、同年9月20日及び平成26年1月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月20日、平成22年1月20日、平成23年9月20日、平成24年1月20日、同年9月20日及び平成26年1月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年9月20日  
② 平成22年1月20日  
③ 平成23年9月20日  
④ 平成24年1月20日  
⑤ 平成24年9月20日  
⑥ 平成26年1月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から提出された請求者に係る源泉徴収簿、年金事務所

から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、請求期間①及び③については、当該期間に係る賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②及び④から⑥までの期間については、当該期間に係る賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は38万7,000円、請求期間②は39万8,000円、請求期間③は39万1,000円、請求期間④は39万9,000円、請求期間⑤及び⑥は31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年9月20日、平成22年1月20日、平成23年9月20日、平成24年1月20日、同年9月20日及び平成26年1月20日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年10月11日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成21年9月20日、平成22年1月20日、平成23年9月20日、平成24年1月20日、同年9月20日及び平成26年1月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800052号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800069号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月27日の標準賞与額を31万3,000円、平成21年9月20日の標準賞与額を32万3,000円、平成23年9月20日の標準賞与額を32万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月27日、平成21年9月20日及び平成23年9月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月27日、平成21年9月20日及び平成23年9月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月27日  
② 平成21年9月20日  
③ 平成23年9月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

賞与明細書を提出するので保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳、請求者から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記貸金台帳及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は31万3,000円、請求期間②は32万3,000円、請求期間③は32万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月27日、平成21年9月20日及び平成23年9月20日について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年10月11日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成19年12月27日、平成21年9月20日及び平成23年9月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。